

中国国外で所得のある海外駐在員の 中国個人所得税申告について

December 2018



About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2018 年 1 月時点で、世界 86 ヶ国に業務を展開し、20,000 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

“Where there is an income tax, the just man will pay more and the unjust less on the same amount of income. (所得税というものがこの世にある限り、同じ所得に対して、正義の者は多くを払い、正義のない者は少なくを払う。) ”

これは、今から約 2,400 年前にソクラテスの弟子にして、アリストテレスの師に当たる古代ギリシアを代表する哲学者であるプラトン（英語名: Plato）が述べた言葉です。

このように所得税に対する公平性の担保は都市国家であったギリシャ時代から高度に経済がグローバル化された現在に至るまで大きな問題を抱えてきたといえるでしょう。

しかし、今まさに現代社会は情報技術を駆使し、この哲学的命題ともいえる問題に挑もうとしているといえるでしょう。

国際的租税回避への対応

今年 9 月に日本及び中国を含む約 50 の国・地域において、AEOI による非居住者にかかわる金融口座情報の交換が開始されており、少なくとも、国際間の情報の壁を利用した租税回避行為については、今後急速にその把握がなされていくものと予想されています。

日本においては、11 月 1 日付の日本経済新聞の報道にあったように、国税庁は世界各国 64 か国・地域より現地での金融機関口座情報 55 万件を入手し、同時に 58 か国・地域に対して日本における 9 万件の金融機関口座情報を提供したものとされています。

また、中国においても同様に今年 2018 年 9 月から AEOI が実施されており、既に昨年 7 月より中国金融機関は新規口座について調査を開始し、今年 5 月末までに課税当局に対して情報を送付するように要請しており、これらの情報を受け中国課税当局は 9 月に 57 か国・地域との間で情報交換を実施したものとされています。

これらの情報交換により、世界各国における課税情報は居住地国課税当局に提供されるものとなりつつあり、これにより、正義であるものも正義でないものも区別なく同額を支払うことが保証されようとしているといえるでしょう。

それでは、ここでいわれる AEOI とは一体どのようなものなのでしょうか？

AEOI

AEOI (Automatic Exchange of Information : 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度) とは、各国課税当局間の自動的情報交換にかかわる基準であり、米国における FATCA (Foreign Account Tax Compliance Act) と同様の仕組みを多国間協定の枠組みとして導入することを目的としたものです。

これらの制度を理解するためには、次のような、近年における税務目的を含む国際的な情報の透明性及び交換性に対する要請の著しい高まりについての理解が必要です。

これらには、大きく分けて BEPS の流れと、銀行情報開示の流れがあるものといえ、また、これらは相互に密接に絡み合い、一つの大きな政治的な情勢を形成しているものともいえます。

それぞれの流れはともに、各国政府及び EU、OECD、国連等の国際組織が協力し、企業及び個人の経済的活動にかかわる仕組みである点において共通している一方で、前者は各国間の課税権の調整を主要な目的とするものであるのに対して、後者は、情報について各国で交換し、その透明性を高めることにより、税制だけでなく、それ以外の不正、テロ資金、マネーロンダリング等の防止にも間接的に関連するものである点において相違しているものともいえます。

銀行情報開示の流れについては、以上のような枠組みによりその推進がなされているが、そもそもの大きな発端は、2008 年に米国と欧州各国を巻き込む一大スキャンダルとなった UBS 事件であり、これを契機として、銀行情報の機密性が脱税の温床として使用されることに対する国際的な批判が巻き起こり、翌 2010 年には、米国は独自に FATCA を打ち出し、各国の金融機関に対して対応を迫るようになりました。

その後、各国が FATCA への対応について米国と合意したことを背景として、2012 年 OECD は、多国間及び二国間の自動的情報交換に関する国際基準の策定に着手し、2013 年 9 月 G20 首脳会議において、OECD による国際基準の策定を支持するとともに、2014 年中ごろまでに自動的情報交換の技術的様式を完成させることとし、また、グローバル・フォーラムに自動的情報交換の新国際基準の実施の監視及びレビューにかかわるメカニズムの確立を要請することとなりました。

これを受け、2013年11月グローバル・フォーラムは、国際基準による自動的情報交換に関する相互審査を実施することについて合意し、2014年1月にはOECD租税委員会がCRS（Common Reporting Standard）を承認し、同年2月にOECDから公表されたものについて、G20財務大臣・中央銀行総裁会議が支持するものとなりました。

以上のように、銀行情報の秘匿性を有する地域に対する世界各国からの情報開示の圧力は近年著しく高まっており、これを受けて、タックスヘイブンと呼ばれる法域についても、租税情報交換協定の締結数は格段に増加することになっています。

ここでは、各国が国内法を整備し相手国の請求がなくても自動的に報告できるようにすることが想定されており、納税者本人の属性や納税者番号、口座残高や年間受取総額などの報告が必要なため、番号を含めた本人確認手法を確立すると同時に、各国の国内法整備なども必要となっています。

また、AEOI以外にも、当事国の要請に基づき行われる情報交換として、EOIRというものもあります。

EOIR（Exchange of Information on Request）とは、要請に基づく情報交換にかかわる基準であり、基本的にTIEAs（情報交換協定）及び二国間モデル租税条約第26条に基づく情報交換についての基準であり、G20及びOECDにより進められており、AEOIの枠組みだけでは対応できない個別の事象についての情報交換についても進められるようになっています。

日本において求められる金融口座情報の取得

上述の通り、既に日本課税当局は自国の金融機関に対して、当該情報交換を実施するために、新規口座については口座開設者からの自己宣誓書により居住地国を特定し、既存口座については、以下の手続きを実施することにより居住地国を特定することを要求していました。

【低額口座（残高100万ドル以下）】

以下のいずれかの方法を実施して居住地国を特定

- ・ 公的証明書等により確認された現住所の記録による特定
- ・ 金融機関が管理する顧客情報の電子的記録検索

【高額口座（残高100万ドル超）】

以下の全ての方法を実施して居住地国を特定

- ・ 金融機関が管理する顧客情報の電子的記録検索
- ・ 金融機関が管理する紙媒体の顧客情報の検索
- ・ リレーションシップマネージャーからの聴取

中国において求められる金融口座情報の取得

中国においても、2017年5月に財政部、国家税務総局、中国人民銀行、保険監督管理委員会、銀行業監督管理委員会、証券監督管理委員会の共同名義で、「非居住者金融口座税関連情報のデューデリジェンス管理弁法」が公布され、この中で金融機関は2017年6月30日時点の既存口座を特定し、デューデリジェンスを実施して情報収集を行わなければならないものとされ、その後、金融機関は2017年7月1日から、新規開設した口座に対するデューデリジェンスをスタートするとともに、新規口座開設に必須の条件の一として中国における税法上の居住者身分についての声明文書を入手するものとされました。

また、2017年12月31日まで金融機関は既存の高額個人金融口座（2017年6月30日時点の口座残高合計額が100万ドルを超える口座）に対し、デューデリジェンスを実施し、情報収集を終えなければならず、2018年5月

31 までに報告対象の金融口座情報を規制当局に提出し、2018 年 9 月に国家税務局は、AEOI 制度を導入かつ情報交換に合意した国または地域との間で初回の情報交換を実施しました。

また、今後も、その他既存の低額個人金融口座及びその他既存の法人金融口座に対し、デューデリジェンス及び情報収集を実施し、2019 年 9 月に第 2 回目の情報交換を実施する予定となっています。

それでは中国における税法上の居住者とはどのようなものなのでしょうか？

中国における税法上の居住者

中国における居住者とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。

①中国国内において住所を有している個人

②中国国内に満 1 年居住した個人

(注：2019 年から施行される個人所得税法の改正により、一納税年度に中国国内に満 183 日居住する個人を居住者というものとされます。)

従って、非居住者とは以下の条件をともに満たす者をいいます。

①中国国内に住所を有さない個人

②居住していないか、または、国内に居住して 1 年に満たない個人

①住所を有する個人

ここで、中国国内に住所を有する個人とは、戸籍、家庭、経済利益関係により中国国内に習慣的に居住する個人をいうものとされています。

②国内に満 1 年居住する個人

また、国内に満 1 年居住するとは、一納税年度（1 月 1 日から 12 月 31 日）に中国国内に 365 日居住することをいい、一時的に出国する場合には、その日数を控除しないものとされています。

さらに、一時的出国とは、一納税年度において 1 回に 30 日を超えないか、または何回かを累計して 90 日を超えない出国をいいます。

参考:日本における税法上の居住者概念

日本における居住者とは以下のいずれかに該当する者をいいます。

①日本国内に住所を有する個人

②日本国内に現在まで引き続き 1 年以上の居所を有する個人

非居住者とは以下の条件を満たす者をいいます。

①日本国内に住所を有さない個人

②日本国内に現在まで引き続き 1 年以上の居所を有さない個人

①住所については、所得税法上の定義は特におかれておらず、民法上の規定及び解釈と同様、各人の生活の本拠となる場所をいうものとされ、生活の本拠となる場所であるかどうかは客観的事実により判定することとされています。

ここでは、国籍、住民票の有無、入国査証の「在留資格」、「在留期間」等は直接的な判断基準とはならないものとされています。

②居所とは、生活の本拠にまではいたらないが、相当の期間継続して現実に居住する場所をいうものとされています。

②の条件は基幹的、物理的な意味で客観的判断を行うことが可能といえますが、②の住所の有無については、その客観的判断が難しいことから、客観的条件に基づく判断が可能となるよう以下のような推定規定が設けられています。

【住所の有無の推定規定】

日本国外に居住することとなった個人が、以下のいずれかに該当する場合には、その者は、日本国内に住所を有しない者と推定するものとされています。

- その者が国外において、継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有すること。
- その者が外国の国籍を有し又は外国の法令によりその外国に永住する許可を受けており、かつ、その者が国内において生計を一にする配偶者その他の親族を有しないことその他国内におけるその者の職業及び資産の有無等の状況に照らし、その者が再び国内に帰り、主として国内に居住するものと推測するに足る事実がないこと。

従って、中国の駐在員の方々の多くは中国における居住者とされるといえ、同時に日本における非居住者とされることから、日本側は AEOI 制度に従い該当する情報を中国側に提供しているものといえます。

逆に、日本帰国後も中国において比較的多額の金融口座を持たれている元駐在員の方については、中国側から日本側に情報の提供がなされているものといえます。

2018 年度の申告について

このように AEOI の根拠となる「MULTILATERAL COMPETENT AUTHORITY AGREEMENT ON AUTOMATIC EXCHANGE OF FINANCIAL ACCOUNT INFORMATION」については、「税務行政執行共助条約（The Multilateral Convention on Mutual Administrative Assistance in Tax Matters）」批准国である日本及び中国間でも実施されており、今後、国際的な所得を有する中国駐在員の方または帰国後も何らかの中国における所得を有する元駐在員の方については、とりわけ今年度以降の申告からは十分な注意が必要となるといえるでしょう。

ここで、居住者については、原則として、全ての所得（全世界所得）について中国における納税義務が発生することとなることから、中国国外において税金を納付した場合には、原則として、中国において申告を行うとともに外国税額控除を行うことになります。

また、非居住者については、中国にその源泉を有する所得についてのみ納税義務が発生することとなっており、国外所得について納税を行う必要はありません。

【中国における申告手続き】

① 国外所得申告（国外所得自己納税申告書（B 表））

国外所得については、年度終了後 30 日以内に、納付すべき税額を国庫に納入し、かつ税務機関に納税申告書を提出しなければならないとされています。

ここでの申告には、国外所得自己納税申告書（B 表）が用いられます。

また、初回の申告に際しては、個人所得税基礎情報表（B 表）への提出が求められ、以降は情報の内容に変化があった場合にのみ提出が求められます。

② 年度申告（年度申告書）

以下のいずれかの条件を有する者については、納税年度（暦年）終了後 3 か月以内に税務局において年度申告を行う必要があります。

- (1) 年所得 12 万元以上の所得を得ている者
- (2) 中国国内 2 箇所以上において給料賃金所得を得ている者
- (3) 中国国外より所得を得ている者
- (4) 源泉徴収義務者のない課税所得を得ている者
- (5) その他国務院の規定する者

このように、国際税務をめぐる状況はめまぐるしく変化してきています。同時に、日本企業におけるコンプライアンス重視の姿勢は、企業全体だけでなくそこに勤務する役員及び従業員についても強く求められるようになりつつあり、これまで以上に駐在員の方々は駐在地国における税法コンプライアンスにも注意を払わなければならないといえるでしょう。

従って、金額の多寡の問題ではなく、国外所得がある限り、法令に従った申告をするべきということを意味するものといえるでしょう。

一方で、個人情報、人事面、税金負担計算等との関係で、国外所得の内容を雇用者に開示することは多くの問題をはらむものともいえ、可能な限り個人レベルでの給与以外の所得については、個人的な税務処理が求められることがほとんどともいえるのではないのでしょうか。

しかしながら、現実問題として、そもそもが専門分野である税法について、日本でならまだしも、現地法令で、かつ、国際税務の考え方も踏まえながら、申告書等の手続きを全て自らが実施するということは、逆にリスクを高めてしまう可能性があるともいえ、今後は、これらのコンプライアンスに従おうとする駐在員の方々の問題を総合的に解決していくということが求められるでしょう。

最後に、既に迫りつつある国際的情報交換という大きな変化に備えるに際して、このコーナーが多少なりとも皆さんのお役に立てることができれば幸甚と考えております。

この記事はみずほ銀行の MIZUHO CHINA MONTHLY 2018 年 12 月号からの転載記事となります。
(<http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/index.html>)

CONTACT

Mazars

Japan Desk

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

吉野 健太 Yoshino Kenta

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 61681088

Email. kenta.yoshino@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

More informations on
www.mazars.cn